

6 京警協第 28 号
令和 6 年 3 月 7 日

会員各位

(一社) 京都府警備業協会
会長 宇多 雅詩

警備業法等の改正に伴う周知について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素当協会運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 6 月、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、本年 4 月 1 日から、警備業認定証の廃止などが盛り込まれた改正警備業法等が施行されます。

つきましては、改正の概要をまとめた別添資料（京都府警察本部作成）をご確認のうえ、警備業法等の一部改正に適切に対応していただきますようお願いいたします。

なお、当協会ホームページの『会員専用ページ（パスワード：kei2020）』にも文書を掲載いたしましたのでご確認くださいませようお願いいたします。

（ホームページアドレス <http://www.kyokeikyo.or.jp/>）

謹 白

記

- 1 別添資料（京都府警察本部作成）
警備業法等の一部改正について
- 2 施行期日
令和 6 年 4 月 1 日

以 上